

対象案件	地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定・一部改正について ・ (仮称)市道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準に関する条例
意見募集期間	平成 24 年 11 月 1 日(木)から平成 24 年 11 月 30 日(金)まで
担当部署(問合せ先)	建設部 都市整備課 電話 011-372-3311 内線 748
意見提出件数	意見提出者数 0 人
	意見提出件数 0 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
意見の提出はありませんでした。	<p><今後の予定></p> <p>平成 25 年 4 月 1 日施行に向け、パブリックコメントでお知らせした内容に基づく条例案を、平成 25 年 2 月 21 日(木)開会予定の平成 25 年第 1 回北広島市議会定例会に提出します。</p> <p>なお、「(仮称)市道の構造の技術的基準に関する条例」と「(仮称)市道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準に関する条例」については、1 つの条例にまとめることがあります。</p>